

広島県依存症対策推進計画（アルコール健康障害対策推進計画・ギャンブル等依存症対策推進計画）の概要

第1章 計画策定の趣旨

○国の依存症対策

- ・平成26年にアルコール健康障害対策基本法を制定、アルコール健康障害対策推進計画に基づき取組を推進
- ・平成30年にギャンブル等依存症対策基本法を制定、ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき取組を推進

○本県の取組

- ・アルコール健康障害対策及びギャンブル等依存症対策を一体的な依存症対策として計画的に推進（計画期間：令和6年度から令和11年度まで）

第3章 計画の概要

○目指す姿

- ・アルコールに依存する人、ギャンブル等に「のめり込む」人が減り、本人及び家族の日常生活や社会生活での問題発生の低減
- ・依存症（アルコール健康障害、ギャンブル等依存症）の発生予防から相談、治療、再発予防・回復支援に至るまでの切れ目のない支援体制の確立

○重点目標

- ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減少させる
 - …成人男性14.7%⇒13.0%以下、成人女性10.5%⇒6.4%以下
- ・ギャンブル等依存症の治療を行う専門医療機関を整備する
 - …2機関⇒7機関

第5章 推進体制

- ・広島県依存症対策連絡協議会、依存症対策庁内連絡会議、関係機関・団体との連携（市町、医療機関、自助グループ、医療保険者、関係事業者）

第2章 広島県における現状

○飲酒者の状況

- ・多量飲酒する人の割合は減少せず、中高年齢層を中心に飲酒の頻度、一日当たりの飲酒量が増加した

○ギャンブル等依存症の現状

- ・専門医療機関は少なく、また、ギャンブル等を開始・借金を始めた時から相談につながるまでには相当の期間を要している

○これまでの取組と評価

- ・アルコール健康障害対策については相談体制や医療提供体制の整備を中心に取組を進めたが、治療ギャップの解消や飲酒習慣の変化（減酒）の更に促進する取組が必要

第4章 施策の方向と具体的取組

○発生予防（1次予防）

- ・教育、広報・啓発の推進／不適切な飲酒の誘引の防止／ギャンブル等への「のめり込み」の防止

○進行予防（2次予防）

- ・健康診断及び保健指導（スクリーニング、ブリーフ・インターベンション）／医療の充実（専門医療機関の整備）／飲酒運転等をした者に対する指導等／相談支援等（地域の関係機関が連携した継続的なサポート体制）

○再発予防（3次予防）

- ・アルコール依存症・ギャンブル等依存症に係る保健・医療・福祉の連携強化／社会復帰の支援・民間団体（自助グループ等）の活動に対する支援

※アルコール健康障害対策基本法及びギャンブル等依存症対策基本法に基づく
都道府県アルコール健康障害対策推進計画及びギャンブル等依存症対策推進計画